個人タクシー法令試験対策

令和2年・3年

改正法令通達集

1　道路運送法・民法の改正条文（平成29年改正）

2　道路運送法の改正条文（令和2年改正）
3　運輸規則の改正条文（令和2年改正）
4　危険物運送基準告示（令和2年改正）
5　標準運送約款の改正条文（令和2年改正）
6　表示通達の改正部分（令和2年改正）

7　運賃制度（令和3年改正）
8　事前確定運賃取扱い（令和3年改正）
9　相乗り旅客運送取扱い（令和3年改正）

「民法の一部を改正する法律」及びその整備法（平成29年6月2日法律第44号・第45号）による道路運送法・民法の改正条文（令和３年４月１日施行）

（民法の特例）

第八十七条　次に掲げる取引に関して民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八条の二第一項の規定を適用する場合においては、同項第二号中「表示していた」とあるのは、「表示し、又は公表していた」とする。

一　一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業による旅客の運送又は自家用有償旅客運送に係る取引

二　一般自動車道の通行に係る取引

（定型約款の合意）

▶民法　第五百四十八条の二　定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。）を行うことの合意（次条において「定型取引合意」という。）をした者は、次に掲げる場合には、定型約款（定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。）の個別の条項についても合意をしたものとみなす。

一　定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。

二　定型約款を準備した者（以下「定型約款準備者」という。）があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。

２　前項の規定にかかわらず、同項の条項のうち、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして第一条第二項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす。

（定型約款の内容の表示）

▶民法　第五百四十八条の三　定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならない。ただし、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供していたときは、この限りでない。

２　定型約款準備者が定型取引合意の前において前項の請求を拒んだときは、前条の規定は、適用しない。ただし、一時的な通信障害が発生した場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

（定型約款の変更）

▶民法　第五百四十八条の四　定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

一　定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。

二　定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

２　定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。

３　第一項第二号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。

４　第五百四十八条の二第二項の規定は、第一項の規定による定型約款の変更については、適用しない。

「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」（令和2年6月3日法律第36号）による道路運送法の改正条文（個人タクシー試験に影響する部分）

（運賃及び料金等の公示）

第十二条　一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）は、国土交通省令で定めるところにより、運賃及び料金並びに運送約款を公示しなければならない。

２　路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、前項に掲げるもののほか、国土交通省令で定めるところにより、運行系統、運行回数その他の事項（路線定期運行に係るものに限る。）を公示しなければならない。

３　一般旅客自動車運送事業者は、前二項の規定により公示した事項を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

（運送の順序）

第十四条　一般旅客自動車運送事業者は、運送の申込みを受けた順序により、旅客の運送をしなければならない。ただし、急病人を運送する場合、一般乗合旅客自動車運送事業について運送の申込みを受けた順序による旅客の運送を行うことにより輸送の効率が著しく低下する場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

（禁止行為）

第二十条　一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。第二号において「営業区域外旅客運送」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　災害の場合その他緊急を要するとき。

二　地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調つた場合であつて、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき。

（旅客の禁止行為）

第二十八条　一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、他人に危害を及ぼすおそれがある物品若しくは他人の迷惑となるおそれがある物品であつて国土交通省令で定めるものを自動車内に持ち込み、又は走行中の自動車内でみだりに自動車の運転者に話しかけ、その他国土交通省令で定める行為をしてはならない。

２　一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用するの旅客は、自動車の車掌その他の従業員から乗車券の点検又は回収のため乗車券の提示又は交付を求められたときは、これを拒むことができない。

３　一般乗合旅客自動車運送事業者は、前項の規定に違反して乗車券の提示又は交付を拒んだ旅客又は有効の乗車券を所持しない旅客に対し、その旅客が乗車した区間に対応する運賃及び料金並びにこれと同額の割増運賃及び割増料金の支払を求めることができる。

（事業の休止及び廃止）

第三十八条　（略）

２・３　（略）

４　一般旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

（有償運送）

第七十八条　自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

一　災害のため緊急を要するとき。

二　市町村（特別区を含む。）、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。

三　公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令」（令和2年11月27日国土交通省令第93号）による運輸規則の改正条文

（運賃及び料金等の実施等）

第四条　一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を公示した後でなければ、これを実施してはならない。

2　前項の規定による公示は、営業所において公衆に見やすいように掲示して行うものとする。

3　一般乗用旅客自動車運送事業者は、地方運輸局長が定めるところにより、事業用自動車（運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものを除く。）に運賃及び料金に関する事項を公衆及び事業用自動車を利用する旅客に見やすいように表示しなければならない。

4　一般乗用旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金が対時間制による場合を除き、地方運輸局長が定めるところにより、運賃及び料金の額を事業用自動車内において事業用自動車を利用する旅客に見やすいように表示しなければならない。

（事業の休止及び廃止等の公示）

第七条　法第十五条の二第六項（法第三十八条第三項において準用する場合を含む。）及び法第三十八条第四項の規定により公示をするときは、緊急やむを得ない理由がある場合を除くほか、休止し、又は廃止しようとする日の少なくとも七日前までにこれをしなければならない。

2　一般旅客自動車運送事業者は、営業区域の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、緊急やむを得ない場合を除くほか、休止し、又は廃止しようとする日の少なくとも七日前にその旨を公示しなければならない。

3　前二項の規定による公示は、営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示して行うものとする。

（物品の持込制限）

第五十二条　旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んではならない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、国土交通大臣が告示で定める条件に適合する場合は、この限りでない。

一 〜 十六　（略）

（禁止行為）

第五十三条　旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、自動車の事故の場合その他やむを得ない場合のほか、事業用自動車内において、次に掲げる行為（一般貸切旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客にあつては、第五号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一　走行中みだりに運転者に話しかけること。

二　物品をみだりに車外へ投げること。

三　自動車の操縦装置、制動装置その他運転に必要な機械装置に手を触れ、又は非常口その他事故の際旅客を車外に脱出させるための装置を操作すること。

四　走行中乗降口の扉を開閉すること。

五　一般の旅客に対して寄附若しくは物品の購買を求め、演説し、勧誘し、又は物品を配付すること。

六　禁煙の表示のある自動車内で喫煙すること。

七　第四十九条第四項の規定による制止又は指示に反すること。

八　走行中の自動車に飛び乗り、又は飛び降りること。

別表　（削る）

（書類の管理）

第六十九条　旅客自動車運送事業者は、第二十六条の二に規定する事故の記録、第三十八条第一項の規定による指導監督の記録その他の国土交通大臣が告示で定める書類を適切に管理し、法第九十四条第一項の規定による報告の求め又は同条第四項の規定による立入検査を受けた場合に、速やかに提示できるようにしなければならない。

《平成29年11月15日国土交通省令第78号・本条追加》

旅客自動車運送事業用自動車による危険物等の運送基準を定める告示
（令和２年11月27日国土交通省告示第1406号）

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第五十二条の告示で定める条件は、次のとおりとする。

一　火薬類にあっては、次の各号のいずれかに掲げるもの
　イ　三百グラムを超えない猟銃雷管及び信号雷管であって、振動、衝撃等によりこれから発火するおそれのない容器に入れてあるもの
　ロ　五百グラムを超えない信号焔管及び信号火せん
　ハ　百グラムを超えない競技用紙雷管
　ニ　八百発を超えない競技用の公称口径二十二のへり打ちのライフル銃用実包及び拳銃用実包
　ホ　銃器に装填した実包及び空包（警察官、刑務官その他法令に基づき職務のため銃器を所持する者が事業用自動車内に持ち込む場合に限る。）
二　引火性液体にあっては、次の各号のいずれかに掲げるもの
　イ　〇・五リットルを超えない引火性液体（アルコールを除く。）であって、漏れるおそれのない容器に密閉し、かつ、容器が破損するおそれがないように包装してあるもの
　ロ　二リットルを超えないアルコールであって、漏れるおそれのないように保護されたもの
　ハ　十キログラムを超えない引火のおそれのあるペンキ類であって、金属製容器に密閉してあるもの
三　セルロイド類にあっては、次の各号のいずれかに掲げるもの
　イ　三百グラムを超えないものであって、紙箱等の電気絶縁物質により包装してあるもの
　ロ　映画用フィルムであって、ファイバ等の不燃性電気絶縁物質製の容器に入れてあるもの（この場合において容器は、振動衝撃等によりふたが開くことがないようにしてあるものであること。）
　ハ　映画用フィルムであって、フィルム用容器に入れ、かつ、帆布製の袋に入れてあるもの（この場合において帆布製の袋は、ＪＥＳ繊維三一〇一の上綿帆布八号若しくは並綿布又はこれらと同等以上の厚さ及び強度を有する帆布を使用したものであって、二重底とし、上ぶた布又は中ぶた布を付してあり、かつ、金属製品を使用していないものであること。）
四　二十五キログラムを超えない乾燥した状態のカーバイトであって、破損するおそれのない容器に密閉してあるもの
五　五百グラムを超えない写真撮影用閃光粉であって、これが飛散するおそれのない容器に密閉し、かつ、容器が破損するおそれのないように包装してあるもの
六　腐食性物質にあっては、次の各号のいずれかに掲げるもの
　イ　〇・五リットルを超えないものであって、漏れるおそれのない容器に密閉し、かつ、容器が破損するおそれのないように包装してあるもの
　ロ　二十五グラムを超えない固体の苛性カリであって、破損するおそれのない容器に密閉してあるもの
七　〇・五リットルを超えない液体青酸、クロロホルム及びホルマリンであって、漏れるおそれのない容器に密閉し、かつ、容器が破損するおそれのないように包装してあるもの
八　刃物であって、他の旅客に危害を及ぼすおそれがないようにこん包してあるもの
九　電池であって、感電及び火災のおそれのないように保護されたもの
十　動物であって、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が運送契約において事業用自動車内に持ち込むことについて同意したもの

「一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款及び一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款の一部を改正する件」（令和2年11月27日国土交通省告示令第1405号）による 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款の改正条文

（運送の引受け及び継続の拒絶）

第4条　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

⑴ ～ ⑺　（略）

⑻　旅客が第4条の３第３項又は第４項の規定により持込みを拒絶された物品を携帯しているとき。

《令和2年11月27日告示第1405号・本号追加、以下号番号繰下げ》

⑼ ～ ⑿　（略）

（手回品の持込み制限）

第4条の３　旅客は、第4条第７号の物品を車内に持ち込むことはできません。

２　当社は、旅客の手回品（旅客の携行する物品をいう。以下同じ。）の中に前項の物品が収納されているおそれがあると認めるときは、旅客に対し手回品の内容の明示を求めることがあります。

３　当社は、前項の規定による求めに応じない旅客に対して、その手回品の持込みを拒絶することがあります。

４　当社は、旅客が第２項の規定による求めに応じた場合においてその手回品の内容が第１項の物品と類似し、かつ、これと識別が困難であるときは、旅客がこれらの物品でない旨の相当の証明をしない限り、その手回品の持込みを拒絶することがあります。

（参考）健康増進法

（特定施設等における喫煙の禁止等）

第二十九条　何人も、正当な理由がなくて、特定施設等においては、次の各号に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の当該各号に定める場所（以下この節において「喫煙禁止場所」という。）で喫煙をしてはならない。

一　第一種施設　次に掲げる場所以外の場所

イ　特定屋外喫煙場所

ロ　喫煙関連研究場所

二　第二種施設　次に掲げる場所以外の屋内の場所

イ　第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室の場所

ロ　喫煙関連研究場所

三　喫煙目的施設　第三十五条第三項第一号に規定する喫煙目的室以外の屋内の場所

四　旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機　内部の場所

五　旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶　第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室以外の内部の場所

２　都道府県知事は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は同項第一号から第三号までに掲げる特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。

令和2年10月5日東運輸第1307号による「東京都内に配置するハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱について」の改正部分

Ⅲ　個人タクシー（1人1車制個人タクシーをいう）の表示等

1. ～ 4.　省略

5.　車内表示又は掲示事項等

車両の内部には、次により表示又は掲示する。

(1) ～ (3)　省略

(4)　運賃料金の内容

日本工業規格A列6番以上の用紙、または電子機器により、前席後方部分の旅客から見やすい位置に表示する（電子機器にあっては、旅客の操作により表示するものを含む。）。

国自旅第１００号
平成１３年１０月２６日

一部改正　平成１４年　４月１１日国自旅第　　８号
平成１４年　７月１６日国自旅第　　７８号
平成１６年　９月１６日国自旅第　１４８号
平成１８年　９月２５日国自旅第　１１３号
平成１８年１０月３１日国自旅第　２０８号
平成２１年　９月２９日国自旅第　１５５号
平成２２年　６月２１日国自旅第　　５０号
平成２６年　１月２４日国自旅第　４０９号
平成３１年　４月２６日国自旅第　　３０号
令和　２年１１月３０日国自旅第　３１３号
令和　３年１０月２９日国自旅第２９７号の３

各地方運輸局長
沖縄総合事務局長　殿

自動車交通局長

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度は、以下のとおりとする。

１．運賃

(1) 運賃の種類

運賃の種類は、次のとおりとする。

イ　距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む。以下同じ。）

初乗運賃と加算運賃を定め、旅客の乗車地点から降車地点までの実車走行距離に応じた運賃。

ロ　時間制運賃

初乗運賃と加算運賃を定め、旅客の指定した場所に到着したときから旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じた運賃。

ハ　定額運賃

①　施設及びエリアに係る定額運賃

特定の空港、鉄道駅、各種集客施設（公的医療機関、博物館、美術館、大規模テーマパーク（遊戯施設）等を含む。）等（以下「定額運賃適用施設」という。）と他の定額運賃適用施設との間又は定額運賃適用施設と一定のエリアとの間の運送を行う場合において、事前に定額を定めて運送の引受けを行う運賃。

②　イベント定額運賃

イベントの開催期間中、駅、空港等特定の場所からイベントの開催場所との間の運送を行う場合において、事前に定額を定めて運送の引受けを行う運賃。

③　観光ルート別運賃

観光地における主要施設（最寄駅、主要宿泊施設等）を拠点とした名所旧跡等を巡るルートに沿った運送を行う場合において、事前に定額を定めて運送の引受けを行う運賃。

④　一括定額運賃

閑散時等の需要喚起を目的として、あらかじめ利用回数の上限、利用時間帯の制限、適用地点又はエリア、タクシーの利用権を行使する期限等の条件を設定し、当該条件に応じた価格を定め、定額で複数回のタクシーの利用権を一括して設定する運賃。

二　事前確定運賃

配車アプリ（スマートフォンやタブレット端末上でタクシーの配車依頼等を行うためのアプリケーションソフトウェア）等に搭載された電子地図（一般的に流通しており、地図情報が定期的に更新される仕組みを持ったものに限る。）を用いて、旅客が入力した乗車地点と降車地点との間の推計走行距離を基に距離制運賃に準じて別途定める方法により算定し、乗車前に運賃額を確定する運賃。

(2) 運賃の適用順位

運賃の適用順位は、原則として距離制運賃を適用することとするが、(4)に定めるところにより設定した時間制運賃を適用することができるものとする。

また、(5)に定めるところにより定額運賃を設定している場合は、定額運賃を適用することができるものとする。

なお、距離制運賃の適用を想定した運送を行おうとする場合において、旅客の求め又は同意（配車アプリ等の利用を通じた同意を含む。）があるときは、(6)に定めるところにより事前確定運賃を適用することができるものとする。

(3) 距離制運賃

イ　距離制運賃の適用方法

①　初乗距離は各運賃適用地域ごとに地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が定める距離により設定するものとする。

②　加算運賃は、１メートル単位とし、１メートル未満の端数は四捨五入する。

③　時間距離併用制運賃は、一定速度（限界速度といい、１０ｋｍ／Ｈを超えないものとする。）以下の走行速度になった場合の運送に要した時間を加算距離に換算し、距離制メーターに併算する。

④　時間距離併用制運賃の加算距離相当時間に端数が生じた場合は、５秒単位に切り上げるものとする。

⑤　二種類の初乗距離を設定し、現行の初乗距離を基本としつつ、事業者の意向により、これを短縮して設定されるもう一種類の初乗距離も設定できるものとする。この場合、もう一種類の初乗距離は、現行の初乗距離から、加算距離を一回分（ただし、地域の実情に応じて、複数回分とすることも出来るものとする。）控除した距離で、地方運輸局長が定めるものにより

設定するものとする。なお、当該距離に係る初乗運賃額は、控除した距離に相当する加算運賃額を控除した額で設定するものとする。

⑥　運賃の収受に当たっては、旅客の降車地点に停車後直ちにメーター器を「支払」の位置に操作し、その表示額による。

⑦　距離制運賃を設定する場合は、(4) の規定を適用して設定される時間制運賃も設定するものとする。

ロ　距離制運賃の割増

①　大型車及び特定大型車の割増率については、地域の実情にあわせて定めることができる。

②　深夜早朝割増は、原則午後10時以降午前５時までの間における運送に適用し、割増率は２割とする。

③　冬期割増は、地方運輸局長が指定する期間及び指定する地域の営業所に配置されている車両、又は当該地域を走行する車両に限り適用し、割増率は２割以内で当該地域の状況に応じて地方運輸局長が定める。

④　寝台割増は、寝台専用の固定した設備を有する車両に限り適用し、割増率は２割とする。

⑤　相乗り割増は、「一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送の取扱いについて」（令和３年10月29日付け国自旅第297号）によるものとし、割増率は最大２割以内とする。

⑥　適用方法

(ｱ)　大型車割増、特定大型車割増及び相乗り割増以外の割増は、距離短縮方式とする。

(ｲ)　大型車割増及び特定大型車割増は、普通車の運賃額に割増相当額を加算する方式によることとし、当該合算額をメーター等に表示することとする。

(ｳ)　大型車割増、特定大型車割増及び相乗り割増以外の割増については、２以上の割増条件に該当する場合はいずれか高い率を適用し、割増の重複はできないものとする。

ハ　距離制運賃の割引（公共的割引）

①　身体障害者割引は、身体障害者福祉法による身体障害者手帳を所持している者に適用するものとし、割引率は１割とする。

②　知的障害者割引は、都道府県知事（政令指定都市にあっては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳を所持している者に適用するものとし、割引率は１割とする。

③　①、②以外の法令等で対象が限定される者に対する福祉的な割引については、以下の(ｱ)～(ｳ)に掲げる者その他の対象者の種類ごとに、事業者の申請に基づき個別に設定するものとし、割引率は１割とする。

(ｱ)　精神障害者

精神保健及び精神障害者福祉法に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(ｲ)　被爆者

原子爆弾被爆者援護法に規定する被爆者健康手帳の交付を受けている者

(ｳ)　戦傷病者

戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者

④　適用方法

(ｱ)　公共的割引は、メーター表示額から割引相当額を減じる方法による。

(ｲ)　公共的割引は、遠距離割引及び営業的割引と重複して適用するものとするが、公共的割引のうち、複数の割引条件に該当する場合は、いずれか高い率を適用し、割引の重複はできないものとする。

ニ　距離制運賃の割引（遠距離割引及び営業的割引）

①　遠距離割引及び営業的割引については、適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないことが認められる場合であって、運転者の労働条件の確保が図られていると認められる場合に設定されるものとする。

②　遠距離割引は、一定のメーター表示額（基準額という。）に相当する距離を超える遠距離旅客に対し適用するものとし、割引は基準額を超える部分の額に一定割合を乗じた額を割り引く方法で行うものとする。

割引の方法については、利用者への分かりやすさを担保するため原則として、基準額及び割引率を逓増させる場合の区切りの額については１，０００円単位とし、割引率は１割単位とするものとする。

③　営業的割引は、クーポン券割引、利用回数・金額割引など主に需要喚起目的として設定される運賃の割引（公共的割引及び遠距離割引を除く。）とする。

④　適用方法

(ｱ)　遠距離割引は、メーター表示額から割引相当額を減じる方法による。

(ｲ)　営業的割引については、割引の形態に応じた方法で割り引きを行うものとする。

(ｳ)　遠距離割引及び営業的割引は、それぞれ重複して、又は、それぞれが公共的割引と重複して適用するものとする。

(4) 時間制運賃

イ　時間制運賃の適用方法

①　時間制運賃は、営業所（無線基地局を含む。以下同じ。）において時間制運賃によるあらかじめの特約がある場合に適用する。

②　時間制運賃は、初乗１時間、以後３０分単位とし、３０分未満の端数が生じた場合は切り上げるものとする。

ただし、事業者の申請に基づき、初乗３０分、以後１５分又は１０分単位とすることができるものとする。

③　時間制運賃は、５０円単位とし、５０円未満の端数は切り捨てるものとする。

④　当分の間、既に時間制運賃が導入されている運賃適用地域においては、「営業所等を出発し、旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じた」かつ「３０分単位の」運賃を設定することができるものとする。

⑤　時間制運賃による契約の場合は、タクシーメーター器にカバーをし、前面に「貸切」表示をするものとする。

⑥　運送の引き受けを営業所においてのみ行う場合には、時間制運賃のみを設定することができるものとする。この場合にあっては、タクシーメーター器を取り付けないこととしても差し支えないものとする。

ただし、個人タクシー事業者にあっては、その事業特性に鑑み、時間制運賃のみを設定することはできないものとする。

ロ　時間制運賃の割増

①　時間制運賃には、運賃の割増（大型車及び特定大型車を除く。）及び料金（待料金及び迎車回送料金に限る。）は適用しないものとする。

②　大型車及び特定大型車の割増率については、地域の実情にあわせて定めることができる。

③　割増は､普通車の運賃額に割増相当額を加算する方式によるものとする。

ハ　時間制運賃の割引

①　公共的割引

(3)ハの規定は、時間制運賃の公共的割引について準用する。

②　営業的割引

(ｱ)　(3)ニのうち、営業的割引に係る規定は、時間制運賃の営業的割引について準用する。

(ｲ)　割引の種類については、(ｱ) 及び以下に掲げるもののほか、事業者の申請に基づき設定することができるものとする。

ａ　特定時間帯割引

需要の少ない時間帯の利用に限定した運賃の割引。

ｂ　長時間割引

一定の時間を超える長時間の配車予約があった場合の運賃の割引。

③　適用方法

(ｱ)　①の割引は、イにより算出された時間制運賃額から割引相当額を減じる方法による。

(ｲ)　②の割引については、割引の形態に応じた方法で割り引きを行うものとする。

(ｳ)　①及び②（②(ｱ)において準用する(3)ハを含む。）の各区分の割引は重複して適用するものとするが、①及び②（②(ｱ)において準用する(3)ハを含む。）の同一区分内において複数の割引条件に該当する場合は、いずれか高い率を適用し、割引の重複はできないものとする。

(5) 定額運賃

イ　施設及びエリアに係る定額運賃

①　定額運賃適用施設と他の定額運賃適用施設との間又は定額運賃適用施設と一定のエリアとの間に行われる反復・継続的な運送であって、３，０００円、５，０００円等を目安として地域の実情に応じて地方運輸局長が定める額に相当する距離を超えるものについて設定できるものとする。

②　運賃の額は、当該定額運賃を定める定額運賃適用施設から他の適用施設又は一定のエリア内への最短経路による運送に適用される通常の距離制運賃（時間距離併用制運賃において時間加算を行わない距離制運賃をいい、遠距離割引を含むものとする。）の額によるものとする。

この場合において、設定する運賃の額の単位は、１０円単位、５０円単位、１００円単位、５００円単位等とすることができるものとするが、端数処理に当たっては、利用者の不利にならないよう調整するものとする。

③　定額運賃適用施設は、事業者の申請に基づき設定することができることとするが、恒常的に相当数の不特定多数の集客が見込まれる施設と認めら

れるものとする。

④　定額運賃を適用する一定のエリアは、営業区域の単位として地方運輸局長が定めた区域の範囲を超えない範囲内において、営業区域、行政区画、道路、河川その他の明確な区分により設定するものとする。当該エリアは事業者の申請に基づき設定することとするが、地域の輸送実態その他の事情により地方運輸局長が別に定めるところによることができるものとする。

⑤　運賃以外で有料道路料金や駐車場料金等の実費が必要となる場合は、利用者が負担すべき実費の額等についてその内容をあらかじめ明示するものとする。

⑥　他の利用者との間で不当な差別的な取扱いや乗り場等で利用者の混乱が生じないよう乗り場を定める、乗車券方式による、予約方式による等利用者保護に十分な対策を講じるものとする。

⑦　定額運賃に運賃の割増又は運賃の割引を適用する場合は、割増や割引を適用した後の運賃を定額運賃として設定するものとする。

ロ　イベント定額運賃

①　イベントの開催期間中、駅、空港等特定の場所とイベントの開催場所との間の運送に適用する場合に設定できるものとする。

②　運賃の額は、イベント開催時において予想される最短経路による運行経路（初乗距離を超える運送距離であること。）に基づき計測した距離に対応した通常の距離制運賃によるものとする。

この場合において、設定する運賃の額の単位は、１０円単位、５０円単位、１００円単位、５００円単位等とすることができるものとするが、端数処理に当たっては、利用者の不利にならないよう調整するものとする。

③　実施に当たり、イベント主催者等との連携、旅客への案内等の対応について、十分な方策を講じるものとする。

④　運賃以外で有料道路料金や駐車場料金等の実費が必要となる場合は、利用者が負担すべき実費の額等についてその内容をあらかじめ明示するものとする。

⑤　他の利用者との間で不当な差別的な取扱いや乗り場等で利用者の混乱が生じないよう乗り場を定める、乗車券方式による、予約方式による等利用者保護に十分な対策を講じるものとする。

⑥　イベント定額運賃に運賃の割増又は運賃の割引を適用する場合は、割増や割引を適用した後の運賃を定額運賃として設定するものとする。

ハ　観光ルート別運賃

観光ルート別運賃の設定については、「タクシーの観光地におけるルート別運賃制度の見直しについて」（平成８年６月２１日付け自旅第１０５号）によるものとする。

ニ　一括定額運賃

①　複数の適用地点又はエリアの間（一のエリア内を含む。）で行われる反復・継続的な運送需要に対して設定できるものとし、運送の申込みに対して円滑に対応するため実働車両数に比して過剰に利用権を販売することにならないよう一定期間あたりの販売数に上限を定めるものとする。

②　適用条件は、利用回数の上限、利用時間帯の制限、適用地点又はエリア、タクシーの利用権を行使する期限等について、①の運送需要に応じて定め

るものとする。

③　運賃の額は、①の運送需要及び②の条件を踏まえて、距離制運賃（割増及び遠距離割引を含むものとする。）に基づき、過去の実績等を参考に平均的な額を算出するものとする。なお、時間制運賃によることも差し支えない。

この場合において、設定する運賃の額の単位は、１０円単位、５０円単位、１００円単位、５００円単位等とすることができるものとするが、端数処理に当たっては、利用者の不利にならないよう調整するものとする。

④　割引率を１割以下とする割引については、申請における原価計算書の提出を不要とする。

⑤　利用回数の上限を定めない乗り放題については、損失が発生した場合の地方公共団体等の第三者による補填が保証される場合又は実証実験の結果等により損失がない又は軽微であることが立証される場合に認めるものとする。この場合において、原価計算書の提出は不要とする。

④以外の割引についても同様とする。

⑥　需給の逼迫により運送の申込みに対する円滑な配車が困難であると見込まれる地域又は時間帯においては、一括定額運賃は適用できないものとする。また、供給不足のおそれがあると地方運輸局長が判断する申請については、認可に１年以下の期限を付すこととする。

⑦　運賃以外で有料道路料金や駐車場料金等の実費が必要となる場合は、利用者が負担すべき実費の額等についてその内容をあらかじめ明示するものとする。

⑧　定期的に実施状況を管轄する地方運輸局長に報告することとする。

ホ　その他

定額運賃を設定する場合は、運賃算定の基礎となる距離制運賃又は時間制運賃を設定するものとする。

(6) 事前確定運賃

事前確定運賃の要件及び適用方法その他の取扱いについては、「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」（平成３１年４月２６日付け国自旅第３１号）によることとする。

２．料金

(1) 料金の種類

料金の種類は、待料金、迎車回送料金、サービス指定予約料金及びその他の料金とする。

(2) 料金の適用方法

イ　待料金

①　待料金は、旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する。

②　待料金の額は、加算運賃額とする。

ロ　迎車回送料金

迎車回送料金は、旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に、次のいずれかを適用するものとする。なお、当該料金の適用方法について、あらかじめ利用者に分かりやすい情報提供を行い、利用者保護に十分な対策

を講じるものとする。

① １車両１回ごとの定額（一定距離まで無料とするもの、一定の距離に応じて段階的に料金を設定するもの及び需要に応じて料金を設定するものを含む。）

需要に応じて料金を設定する場合において、１回ごとの上限の額は、初乗運賃額又は認可済みの定額の迎車回送料金のうちいずれか低額な方（以下「基準料金額」という。）にその３倍増の額を加えた額までとすることとし、定額の場合の金額よりも高額となる場合には、配車対象となる車両の範囲を拡げるなどにより、配車能力を高めることとする。また、運送需要等を踏まえて一定期間における平均の迎車回送料金の額が基準料金額と一致するよう変動させるものとし、定期的に実施状況を管轄する地方運輸局長に報告することとする。

変動の仕組み（例：平日の〇時～〇時は〇円、それ以外は〇円など）についてあらかじめ事業者の営業所・ホームページ、車内、配車アプリ上等において利用者に分かりやすく周知するものとする

② 発車地点より実車扱い（タクシーメーター器を「迎車」の位置に操作すること）とし、初乗運賃額を限度とする。

ハ サービス指定予約料金

① サービス指定予約料金は、時間指定配車料金及び車両指定配車料金とする。

② 時間指定配車料金は、予約による旅客の指定した時間に車両を配車する場合に適用する。

③ 車両指定配車料金は、予約による旅客のワゴン車等の配車依頼に応じてワゴン車等を配車する場合に適用する。

④ サービス指定予約料金の額は、１車両１回ごとの定額とする。

ただし、「時間指定配車」かつ「車両指定配車」のいずれにも該当する場合は、②又は③により適用しうるいずれかの料金のうち高額の料金のみを収受するものとする。

ニ その他の料金

その他の料金は、不当な差別的取扱いをするものではなく、かつ、旅客が利用することを困難にするおそれがないものである場合に設定できるものとする。なお、介護料金等旅客の運送に直接伴うものではない料金は、当然のことながらこれに含まないものであり、認可も届出も不要である。

３．車種区分

車種は、特定大型車、大型車及び普通車の三区分（区分の基準は別表のとおりとする。）又は地方運輸局長が地域の実情に応じて定めた区分及び区分の基準によるものとする。

４．その他

「福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金について」（平成１８年９月２５日付け国自旅第１７０号）の記Ⅱ．１．②で例示するケア運賃については、事業者の申請に基づき、既に認可を受けている（認可を受けようとしている場合を含む。以下同じ。）運賃を上限として一定の幅で運賃を設定することができるものとする。

この場合において、一定の幅で運賃を設定するに当たっては、既に認可を受けている運賃を上限（最高運賃）とし、適用する運賃の最低となる運賃を下限（最低運賃）として取り扱うものとする。

附則

(1)　改正後の規定は、平成１４年２月１日以降に申請のあったものから適用するものとする

(2)　１(3)ロ、２(2)イ・ロ、３については、次の運賃改定（需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続をまとめて取り扱うことが合理的であると認められる地域として地方運輸局長が定める地域において普通車の最も高額の運賃よりも高い運賃を設定することをいう。以下同じ。）の時から適用し、それより前は従前の例による。ただし、地域の実情に応じ次の運賃改定の時より前から適用できるものとする。

附則（平成１６年９月１６日付け国自旅第１４８号改正）

(1)　改正後の規定は、平成１６年１０月１日以降に申請のあったものから適用する。ただし、３に係る改正については、次の運賃改定の時から適用し、それより前は従前の例による。

(2)　改正後の規定の適用の際現に大型車に区分されている車両であって、改正後の３の規定に基づき、次の運賃改定の時に普通車に区分されることとなるものについては、事業者の申請に基づき、改正前の直近下位の区分に該当するものとして運賃を設定することができるものとする。

附則（平成１８年９月２５日付け国自旅第１１３号改正）

改正後の規定は､平成１８年１０月１０日以降に申請のあったものから適用する。

ただし、３に係る改正については、次の運賃改定の時から適用し、それより前は従前の例による。

附則（平成１８年１０月３１日付け国自旅第２０８号改正）

(1)　改正後の規定は､平成１８年１２月１日以降に処分するものから適用する。

(2)　１(3)ロ、３については、次の運賃改定（需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続をまとめて取り扱うことが合理的であると認められる地域として地方運輸局長が定める地域において普通車（普通車の車種区分がない地域においては地方運輸局長の定める区分による車種別）の最も高額の運賃よりも高い運賃を設定することをいう。以下同じ。）の時から適用し、それより前は従前の例による。

ただし、地域の実情に応じ次の運賃改定の時より前から適用できるものとする。

附則（平成２１年９月２９日付け国自旅第１５５号改正）

改正後の規定は、平成２１年１０月１日以降に処分するものから適用する。

附則（平成２２年６月２１日付け国自旅第５０号改正）

改正後の規定は、平成２２年７月１日から適用する。

附則（平成２６年１月２４日付け国自旅第４０９号）
　改正後の規定は、平成２６年１月２７日から適用する。

附則（平成３１年４月２６日付け国自旅第３０号）
　改正後の規定は、平成３１年４月２６日から適用する。

附則（令和２年１１月３０日付け国自旅第３１３号）
　改正後の規定は、令和２年１１月３０日から適用する。

附則（令和３年１０月２９日付け国自旅第２９７号の３）
　改正後の規定は、令和３年１１月１日から適用する。

（別表）

車種区分	自　動　車　の　大　き　さ　等
普　通　車	道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車のうち排気量２リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもので乗車定員６名以下のもの及び同条に定める小型自動車で乗車定員６名以下のもの。 同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員６名以下のもの。 同条に定める軽自動車で運行時に寝台又は車椅子を固定することのできる設備を有する特種用途自動車。 同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員６名以下のもの。
大　型　車	道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車のうち排気量２リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員６名以下のもの。 身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員７名以上のもの。
特定大型車	道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員７名以上のもの。 ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）及び内燃機関を有しない自動車を除く。

備　　考	ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。

国自旅第３１号
平成３１年4月２６日

一部改正　令和３年１２月２４日国自旅第３７９号

各地方運輸局長　殿
沖縄総合事務局長　殿

自動車局長

一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて

配車アプリを活用してタクシーの運賃を乗車前に確定させるサービス（事前確定運賃）については、平成２９年８月から実証実験を行ったところであり、その結果を踏まえて当該サービスを実施するための認可申請の取扱いを下記のとおり定めるので、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、本件については、別添のとおり一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あてに通知したので申し添える。

記

１．事前確定運賃の要件及び適用方法

（１）事前確定運賃は、配車アプリ等に搭載された電子地図（一般的に流通しており、地図情報が定期的に更新される仕組みを持ったものに限る。以下同じ。）を用いて、旅客が入力した乗車地点と降車地点との間の推計走行距離を基に算定した距離制運賃（時間距離併用制運賃を除く。）に、地方運輸局長等が定めた係数を乗じ、１円単位を四捨五入して算定するものであることとする。

（２）事前確定運賃の適用方法については、以下のとおりとする。

①　旅客に対して、電子地図上において走行予定ルート又は走行予定ルート上の主要経由地点（幹線道路、交差点、有料道路出入口等）のいずれかを示すとともに、事前確定運賃額（各種割引を適用する場合は、割引前及び割引後の運賃額）を提示し、旅客の同意を得て適用することとする。

② 運転者は、旅客に対して事前確定運賃を適用する旨を確認するとともに、原則、旅客に示した走行予定ルート又は走行予定ルート上の主要経由地点を逸脱することなく運送を行うものとする。

③ 運送途中で旅客の都合によって走行予定ルートの変更（やむを得ないものと事業者が判断した場合における走行予定ルート上の施設への必要最小限度の時間内での立ち寄りは含まない。以下同じ。）を行う場合には、事前確定運賃による運送をその時点で終了し、事前確定運賃額を収受するとともに、新たに当該運送終了地点から距離制運賃又は事前確定運賃により運送を開始することとする。

④ 運転者による走行予定ルートの変更（交通規制によるものを含む。）は、旅客の同意を得て行うこととし、収受する運賃は事前確定運賃額とする。

⑤ 通常時間帯と割増時間帯をまたぐ場合においては、運送の一部に割増時間帯での運送を含む旨を予め旅客に示すこととする。

⑥ 事前確定運賃には割増及び各種割引を適用するものとする。

⑦ 各種料金は事前確定運賃とは区分して適用するものとする。

⑧ 荒天、イベント等による大規模な交通規制の発生により、事前確定運賃の実施が困難になると予想される場合は、事前確定運賃は適用しないものとする。

２．認可申請手続

（１）申請内容

事前確定運賃の認可申請においては、３．（２）により地方運輸局長等が公示する又は公示した係数を用いて、１．（１）の方法により算定する運賃を適用する旨を申請するものとする。

（２）申請期間

営業区域ごとに、地方運輸局長等が別途定める申請期間中に申請を受け付けることとする。ただし、（４）のとおり、当該期間以外であっても、申請者が既に公示された係数を用いることを了承する場合には、申請することができるものとする。

（３）申請書への添付を求める書類

申請書には以下の書類の添付を求めることとする。

① 配車アプリの概要を示した資料（３．（１）①から⑤を満たすことが確認できるもの）

なお、配車アプリを使用しない方式を用いる場合は、１．（２）①から⑧までの対応に係る仕組みについて概要を示した資料。

② 事前確定運賃を適用しようとする営業区域における実績年度（実績年度の期間については、４月１日から翌年３月末日までとする。）の輸送実績（ハイヤー及び福祉輸送事業限定を除いた一般乗用旅客自動車運送事業において距離制運賃を適用した運送のみを対象とし、その中から、深夜早朝割増以外の割増及び各種割引を適用した運送を除いたものとする。）を示した書面（別紙様式参照）。ただし、実績年度途中の運賃改定などの事情を勘案し、地方運輸局長等が必要と認めるときは、当該地方運輸局長等は、提出する輸送実績に係る期間を実績年度とは別に指定するものとする（③において同じ。）。

③　実績年度の全ての運送における以下イからニに示すデータ（ハイヤー及び福祉輸送事業限定を除いた一般乗用旅客自動車運送事業において距離制運賃を適用した運送のみを対象とし、その中から、深夜早朝割増以外の割増及び各種割引を適用した運送を除いたものとする。）。なお、当該データは、Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ Ｅｘｃｅｌによって作成されたものを電子媒体にて提出を求めることとする。

イ．運送を開始し、実車となった月日及び時刻（分単位まで）

ロ．運送を終了し、空車となった月日及び時刻（分単位まで）

ハ．実車走行距離

ニ．当該運送に係る運賃額（原則各種料金については含めないものとするが、迎車料金について、一定の距離に応じて段階的に料金を設定するものや発車地点より実車扱いとするものを設定している場合は、これを含めてもよいこととする。）

（４）事前確定運賃を適用しようとする営業区域において既に有効な係数が公示されている場合であって、（２）の申請期間中に事前確定運賃の認可申請を行なわなかった者及び１人１車制個人タクシー事業者が当該係数を適用して事前確定運賃を適用する旨の認可申請を行う場合にあっては、（３）②及び③の書類の提出は不要とする。

３．審査方法

（１）配車アプリ等には、少なくとも以下の機能が備わっていることを確認する。

①　配車アプリ等に搭載された電子地図を用いて、旅客が入力した乗車地点と降車地点との間の推計走行距離を基に算定した距離制運賃（時間距離併用制運賃を除く。）に、地方運輸局長等が定めた係数を乗じ、１円単位を四捨五入して算定するものであること。

②　旅客が、最短距離ルートや最短時間ルートなど２以上の走行予定ルートから走行すべき１つのルートを選択でき、旅客の乗車地点から降車地点までの間の推計走行距離を選択されたルートで推計するものであること。

③　事前予約又は配車依頼時に、旅客と運転者に対して同一の走行予定ルート又は走行予定ルート上の主要経由地点を示すことが可能であり、かつ旅客と運転者に対して示した走行予定ルートに基づいて事前確定運賃額を算定し、提示できるものであること。

④　事前予約又は配車依頼時に、旅客が有料道路利用の有無を選択でき、その選択結果に基づいた走行予定ルートにより事前確定運賃を算定できるものであること。

⑤　旅客が事前確定運賃の適用に同意する前に、サービスについての以下の注意事項が提示され、旅客が同意したことを確認できるものであること。

・運送途中で旅客の都合による走行予定ルートの変更を行う場合には、事前確定運賃による運送をその時点で終了し、事前確定運賃額を収受するとともに、新たに当該運送終了地点から距離制運賃又は事前確定運賃により運送を開始すること。

・道が空いている場合等、事前確定運賃額が距離制運賃や定額運賃よりも高くなる場合があること。

（２）地方運輸局長等は、２．（３）②及び③の書類から、申請期間における全申請事業者の実績年度の総運賃収入額（総運送収入額から深夜早朝割増及び料金等の額を除いたもの。）を、全申請事業者の実績年度の総実車距離等から算定した推計総距離制運賃額（時間距離併用制運賃を除くこととし、全申請事業者の実績年度の総初乗り運賃収入額を考慮するものとする。）で除して係数（以下「平準化係数」という。）を定めることとする。ただし、営業区域における運送実態を踏まえ、地方運輸局長等がこれと異なる区分を設けることができることとする。

（３）平準化係数は、小数点以下第３位を四捨五入し、小数点以下第２位まで算定することとする。

（４）平準化係数を算定した時は、速やかにこれを公示することとする。

４．認可の条件

（１）荒天、イベント等による大規模な交通規制の発生により、事前確定運賃の実施が困難になると予想される場合には、配車アプリ等においてその旨旅客に周知すること。

（２）１回の運送における事前確定運賃額が距離制運賃により算出した運賃額に比して大きく乖離する等不適切な運用が行われている事実を確認した場合は、道路運送法第３１条に基づく事業改善命令の対象となることがあること。

（３）配車アプリ等を変更または追加するときは、地方運輸局長等に２．（３）①の資料を添付して通知すること。

（４）国土交通省が配車アプリ等の仕様について質問した場合には、これに回答すること。また、その回答結果に基づき、事前確定運賃の適切な運用に支障を生じるおそれがあると認められるときは、仕様の変更その他の適切な処置を講じること。

５．平準化係数の改定手続の開始等

平準化係数の改定については、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について」（平成１３年１０月２６日付け国自旅第１０１号）による「運賃改定手続の開始等」に準じて取り扱うこととする。ただし、事前確定運賃の運用実態を踏まえ、地方運輸局長等が当該手続と異なる手続を別途設定することができることとする。

６．その他

（１）事前確定運賃による運送時にメーター（事前確定運賃を表示する機能を有するメーターを除く。）を作動させる場合は、旅客の乗車地点においてメーター器を「実車」の位置に操作するとともに、メーターをカバー等で覆うこととする。

（２）曜日、時間帯、運賃額等により限定して事前確定運賃を適用する場合は、予めその旨を周知することとする。

（３）本通達施行後に、制度を見直すべき事由が生じた場合には、本通達の改正も含め、都度見直しを行うこととする。

附則（令和３年１２月２４日付け国自旅第３７９号）

１．本改正通達は、令和３年１２月２４日から施行する。

２．本改正通達の施行の際、現に事前確定運賃の認可を受けている者は、令和４年１０月３１日までの間、引き続き改正前の規定を適用できることとする（引き続き統一係数（本改正通達による改正前の「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」３．（２）の統一係数をいう。以下同じ。）を運用できることとする。）。

３．地方運輸局長等は、改正前の規定に基づき事前確定運賃を適用している営業区域については（統一係数を既に運用している営業区域については）、本改正通達の施行後速やかに、統一係数の算定に用いた輸送実績に基づき、平準化係数を算定することとする。

４.改正後の規定に基づく平準化係数により事前確定運賃を適用しようとする事業者は、改正前の規定に基づく統一係数により事前確定運賃の認可を受けている場合であっても、地方運輸局長等の認可を別途受けることとする。ただし、この場合について、地方運輸局長等は３．のとおり過去の輸送実績から平準化係数を算出できることから、２．（３）の書類の提出を不要とし、簡便に認可を受けることも可能である。

国自旅第297号
令和３年10月29日

各地方運輸局長　殿
沖縄総合事務局長　殿

自動車局長

一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送の取扱いについて

成長戦略実行計画（令和元年６月21日閣議決定）において、一般乗用旅客自動車運送事業における旅客の相乗りに関し、「利用客にとっては低廉な料金で利用可能であり、同時に、タクシー事業者にとっては生産性向上につながる。限られた交通機関で可能な限り多くの人が低廉に移動することを可能とするため、タクシーの相乗り（略称「シェアタク」）について、地域や要件の限定はかけずに一般的に導入を行う」とされたところである。

一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送は、一般乗用旅客自動車運送事業に適用される運賃を前提としながら、旅客が「割り勘」による割安な小口輸送サービスを利用できる長所があり、また、地域の実情に応じた多様な移動手段を提供する重要性に鑑みて、今般、一般乗合旅客自動車運送事業との整合性にも留意しつつ、その実施できる範囲について下記のとおり定めたので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれたい。

記

１．相乗り旅客の運送の定義について

一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送とは、各旅客が運送開始前に互いに同乗することを承諾することで、一団の旅客として、費用負担、事故時の補償等について公正な条件を設定した運送に係る契約（以下「相乗り運送契約」という。）を一般乗用旅客自動車運送事業者との間で共同して締結し、これに基づき行われる運送をいう。

ただし、相乗り運送契約には、各旅客が配車アプリ事業者等との間で締結する運送等サービスの提供に係る契約も含むこととする。

なお、運転者自らがタクシー乗場等で相乗り運送契約の締結に関わる行為は、タクシー乗場等での秩序維持を困難とし、延いては公正な条件の下での運送に係る契約の締結を阻害するおそれが生じる等の理由のため、認められない。

２．相乗り旅客と乗合旅客の差異について

一般乗用旅客自動車運送事業者が乗合旅客を運送する場合には、道路運送法（昭和26 年法律第 183 号）第４条の規定による一般乗合旅客自動車運送事業の許可又は同法第 21 条の規定による乗合旅客の運送の許可を受ける必要がある。

他方で、一般乗用旅客自動車運送事業者における相乗り旅客の運送は、運送途中に不特定の旅客が乗車しないものであり、乗合旅客の運送には該当しないことから、一般乗用旅客自動車運送事業者は、道路運送法第４条又は第 21 条の許可を受けずに実施することができる。

３．相乗り旅客の運送における運賃の取扱いについて

（１）相乗り旅客の運送に適用できる運賃の種類について

一般乗用旅客自動車運送事業に認められる運賃であれば、その種類にかかわらず適用することを認めるが、相乗り旅客間におけるトラブルを防止する観点から、乗車前に運賃額が確定する運用を原則とする。

ただし、定額運賃を適用する場合は、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成 13 年 10 月 26 日付国自旅第 100 号）に基づく認可を別途受ける必要がある。認可にあたっては、定額運賃として運用する運賃額について、１回の運送あたりの相乗り旅客人数を合理的に推計すること等により審査する。

（２）相乗り旅客間の費用負担の按分について

乗車距離に応じた按分を原則とするが、座席指定の対価など合理的な範囲において按分の比率を増減しても差し支えない。

なお、配車アプリ事業者等が車両を時間制運賃により貸し切り、旅客に運送等サービスを提供する場合においても、旅客の負担額はこれに準じることとする。

（３）相乗り旅客の運送における運賃の割増について

相乗り旅客の運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者は、相乗り旅客を運送する運転者の負担及び４．の措置の実施に必要な負担を考慮して、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に基づく認可を受けることで、乗車前に運賃額が確定し、割増について予め同意できる事前確定運賃に限り、最大２割の割増率を適用できることとする。

４．相乗り旅客の運送によるトラブルの防止措置について

（１）運送開始前に相乗り旅客が予め確認・承諾する内容について

費用負担、事故時の補償等の条件その他相乗り旅客の運送によるトラブルを防止するために必要な内容（例：異性同士の相乗り旅客の同乗、使用する車両の種類等）を設定することとする。

（２）目的地の設定に関する取扱いについて

相乗り旅客が個々に希望する目的地までの運送が行われる場合、相乗り旅客に対して、目的地の設定によっては自宅や勤務先等の所在地を知られるプライバシーのリスクがあることを予め注意喚起することとする。

（３）相乗り旅客の誤乗車の防止について

相乗り旅客を運送する運転者は、誤乗車を防止するため、乗車しようとする相乗り旅客が運送の引受けを申し込んだ本人であることを乗車時に確認することとする。なお、ID 番号等の確認によることも差し支えなく、必ずしも氏名を確認する必要はない。

５．その他留意事項について

一般乗用旅客自動車運送事業者は、４．の措置を講じつつ、相乗り旅客とのトラブルの防止に努めるものとし、特段の注意を払わなかったことにより相乗り旅客の利便を阻害する事実がある場合には、道路運送法第 31 条の規定による事業改善の命令の対象となる。

また、いわゆる都市型ハイヤーを用いて相乗り旅客を運送する場合には、同乗する旅客の最短の乗車時間が２時間未満となるときは、タクシーと競合する運送行為となるため、道路運送法第 15 条違反となる。

附　則

１．本通知による取扱いは、令和３年 11 月１日以降から適用する。

２．相乗り運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者は、当該地域における一般乗合旅客自動車運送事業との整合性に留意するものとし、タクシーの相乗りの利用者数や１人当たりの運賃額等について、別途定めるところにより、管轄する地方運輸局長等に定期的に報告することとする。

３．附則２．の報告等を踏まえ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

以上

個人タクシー法令試験対策　令和2年・3年 改正法令通達集

発行日　令和 4年 1月30日
著　者　aimoto
（https://ss1.xrea.com/daiichij.s17.xrea.com/）
発行者　同上
印　刷　製本直送.com／他